

# 男女共同参画社会の将来像検討会「報告書骨子案」についての意見

2004年2月18日

日本弁護士連合会

## 第1 全体について

日本が女性差別撤廃条約を批准してから、現在まで18年が経過しており、骨子案が提起する男女共同参画社会の将来像として2020年、つまり16年後の社会の将来像を示している。しかし、日本政府が女性差別撤廃委員会に提出した報告書に対し、昨年8月、同委員会より21項目の改善すべき事項について勧告を受けているように、男女共同参画社会を実現するためには、法的整備、実施機構の整備が必要不可欠であることは明白である。

従って、報告書4「男女共同参画の視点からの2020年の姿」の冒頭に、法的整備、実施機構の整備を入れた「男女共同参画社会」の将来像を示す必要があると思料する。

よって、以下の点が記載されるべきである。

- 1 女性差別撤廃条約選択議定書の批准およびILO第111号、175号、181号、183号条約等の男女共同参画関連国際条約の批准がなされている。
- 2 間接差別の禁止、積極的差別是正措置を規定する均等法の改正、均等法指針の改正、パート、派遣労働者等への均等待遇を定めるパート労働法の改正等法整備がなされている。
- 3 性別役割分担をなくし、男性が家事、育児を分担できるようにし、女性も仕事と家事、育児を両立させるための労働時間法制等労働法制の整備がなされている。
- 4 DV防止法の改正、セクシュアルハラスメントの禁止等女性に対する暴力をなくすための法整備がなされている。
- 5 民法が改正され、女性に対する差別となる条項がなくなっている。
- 6 男女共同参画局の権限が強化され、人員の増加、予算措置が十分なされている。市町村といった地域レベルでも男女共同参画計画が策定され、継続的に実施されている。

## 第2 各論について

- 1 報告書4「(2) 政策・方針の決定 ア. 全般」に「意思決定の過程での男女共同参画が当然のこととされている社会になっている。」とあるが、「・・・思われている社会」かどうかではなく、少なくとも政府が既に立てた2020年までの数値目標である社会のあらゆる分野で指導的立場にある女性の割合が30%になっている社会とすべきである。
- 2 同4「(3) 働く場 ア. 働く場の制度等の変化」について、「短時間正社員、正社員・パートの転換等の制度が一般化し、生活に合わせた働き方を選択

できるようになっている」「転職が容易になっている」とあるが、不安定な雇用条件の下では賃金等の労働条件は低くならざるをえない。その次には、パートと正社員間の（雇用状況に応じた）均等待遇が実現している。男女の賃金格差は100対80以上とも記載されており、期待される将来像との間に乖離がある。実質的な均等待遇の実現にはどのような方策が講じられるべきかを含めた将来像が記載されるべきである。

- 3 同4「(4) 家庭 ウ. 子ども」では「男性の家事・育児等の時間が女性の半分程度（現在の欧米並の比率）以上になっている。」とあるが、男性の現在の働き方ではこの実現は困難である。また労働時間の短縮の実現が前提であり、意識だけの問題ではない。将来像を明らかにするとともに、それを実現するためには何が必要かを明示する必要がある。

### 第3 その他

- 1 同4「(4) 家庭 ア. 全般」では「数千年にわたって家族は、事実上すべての社会がそこから力を引き出し未来を創出する中心的制度であり続けてきた」と国際家族年の文書を引用し、家族の重要性を指摘するが、これは必要以上に家族の重要性を強調しすぎるものである。多様な生き方、個人を尊重する生き方を尊重すべきである。

様々な活動を行う基礎的な単位としての家庭の活動について、「相続、祖先の祭祀」をあげることは不適正であるので、削除されるべきである。

- 2 同1「(2) 定性的な変化 ア. 個人の行動様式等の変化」では「様々な自己実現の希望への欲求（仕事、働き方などの選択。安定した雇用よりも雇用の自由さを選択する場合も・・・）」とあり、次に、「全員最後まで敗者復活を期待して働くキャリアアップ指向から、一定レベルの生活、自分の価値観で生きる生活に満足する者が出てくる」とある。その後ろには「責任が重く、最初からプロフェッショナルであることが求められる雇用形態、職種別賃金など。」との記載がある。

しかし、これら雇用の在り方は、そもそも個人の希望や満足度によるものではなく、その選択を余儀なくされるのが実態である。

安定した雇用ではなく、一定レベルの生活に満足する者と、責任が重く、最初からプロフェッショナルであることが求められる者との2極に分かれる社会状況になれば、そのうち前者の多くは女性となり、依然として男女差別はなくなる。また、個人の責任に帰すべきものはない。

従って、男女平等の実現のためには、このような社会にならないための施策が必要である。

- 3 これに続けて「経済的には負担になる行動にも価値を見いだすような公益意識を含んだ、『美意識』が生まれている」とか「『公』を担うという価値観が理解され評価される」とあるが、このような個人の行動様式の変化についての評価には異論がある。